第2号様式【事後審査型】

# 入　札　公　告

公共　防災・安全交付金(トンネル・橋梁点検調査)MEを活用した小規模橋梁等の点検・修繕業務委託(県債)に関する一般競争入札公告

公共　防災・安全交付金(トンネル・橋梁点検調査)MEを活用した小規模橋梁等の点検・修繕業務委託(県債)について、事後審査型一般競争入札 を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条の規定により公告します。入札公告は、「第1号様式　入札公告共通事項」及び本書により成るものとします。なお、「第1号様式　入札公告共通事項」は岐阜県ホームページに掲示しています。

平成30年6月25日

岐阜県岐阜土木事務所長　　宮島雅広

## 1　一般競争入札に付する工事

(1)　工事番号　維持委託第48-A2-BR-1-M2号
　　工 事 名　公共　防災・安全交付金(トンネル・橋梁点検調査)MEを活用した小規模橋梁等の点検・修繕業務委託(県債)　(電子入札対象案件)
(2)　工事場所　主要地方道　岐阜南濃線　ほか　羽島市　江吉良町　ほか　地内
(3)　工事概要　小規模橋梁(橋長15m未満)点検　N＝1式
　　小規模橋梁(橋長15m未満)補修　N＝1式
(4)　工　　期　平成31年5月31日
(5)　予定価格　15,004,440 円(消費税及び地方消費税を含む)
(6)　低入札調査基準価格　無(失格判断基準　無)
(7)　最低制限価格　無
(8)　本工事は、ME(社会基盤メンテナンスエキスパート)認定者を活用して小規模橋梁の点検から補修計画、補修工事の実施までを一連して行うものです。
(9)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
(10)　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事です。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること(以下「紙入札方式」という。)ができます。
(11)　本工事は単価契約であり、仕様書中の「応札用内訳書」に単価等を記入し、提出してください。
(12)　契約単価の決定方法は、あらかじめ入札参加者に示した工種ごとの実施予定数量と単価の積を求め、全工種につきこれを合算した総額をもとに、総合評価落札方式により、評価値を用いて落札者を決定します。この場合契約は、総額積算の基礎となった単価について行います。
(13)　ME認定者とは、岐阜大学が実施するME認定試験に合格し、ME認定証の交付を受けた者です。

## 2　入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

| |
|---|
| 必要な建設業の許可 |
| 特定・一般(土木工事業) |
| 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数 |
| 土木一式工事業・総合評価点数930点以上 |
| 施工実績に関する条件 |
| 平成15年度以降入札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という。)までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上のものに限る。以下同じ。)<br>ただし、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事にあっては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。<br>・完成引き渡しの済んでいる橋梁上部工・下部工の新設又は補修工事或いはコンクリート補修工事の施工実績 |
| 配置技術者に関する条件 |
| 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。<br>ア　1級あるいは2級土木施工管理技士(土木)又は技術士(建設部門)、もしくはそれと同等以上の資格を有する者であること。<br>イ　平成15年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる橋梁上部工・下部工の新設又は補修工事或いはコンクリート補修工事の施工実績の元請負の工事を監理(又は主任)技術者、もしくは、現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された監理(又は主任)技術者とは別に追加を義務付られた技術者としての従事実績は除く。<br>ただし、主任技術者は、建設業法第26条第3項の専任義務は適用除外とする。 |

| 事業所の所在地に関する条件 |
|---|
| 岐阜土木事務所管内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている本店が所在すること。 |

**設計業等の受託者等**

(1)対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。

なし

(2)当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは次の①又は②に該当する者です。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

**その他の条件**

(1) 入札参加者は、自社または一次下請者(建設業、測量・コンサルタント業)にME認定者を選任し、調査・点検・工法提案等の業務に従事することができること。ただし、ME認定者については当該業務への専任義務を要しない。

(2) 開札後に提出する入札参加資格確認資料として、従事予定のME資格者(別記様式4－2ME)を提出すること。

(3) 落札者は、資料に記載した従事予定のME資格者を調査・点検・工法提案等の業務に従事させること。なお、資料に記載した従事予定のME認定者が、調査・点検・工法提案等の業務に従事できない場合は、契約を解除します。この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となります。

ただし、資料に記載した従事予定のME資格者が従事できなくなった場合は、真にやむを得ない場合にのみ交代を認めます。その場合、別記様式4－2MEに新たなME認定者及び真にやむを得ない理由を追記して再度提出したうえで、新たなME認定者を従事させること。

(4)「第1号様式　入札公告共通事項」の「1入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

## 3　担当課

| 区　分 | 担当課 | 電話番号 | 住　　所 |
|---|---|---|---|
| 入札担当課 | 岐阜県岐阜土木事務所<br>総務課　契約係 | 直通(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)<br>058-214-9624 | 〒500-8384<br>岐阜県岐阜市薮田南5丁目14-53<br>OKBふれあい会館　第1棟8階 |
| 工事担当課 | 岐阜県岐阜土木事務所<br>道路課　道路第三係 | 直通(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)<br>058-215-0093 | |

## 4　入札日程

| 手続等 | 期　間　・　期　日 | 方　法　・　場　所 |
|---|---|---|
| 設計図書の閲覧 | 平成30年6月25日(月)　午前9時から<br>平成30年7月17日(火)　午後4時まで | 電子入札システムよりダウンロード<br>併せて入札担当課(又は工事担当課)による閲覧 |
| 質問書の受付 | 平成30年6月25日(月)　午前9時から<br>平成30年7月10日(火)　午後4時まで | 電子入札システムによる<br>**※紙入札者は、入札担当課まで持参** |
| 回答書の閲覧 | 平成30年7月12日(木)　午前9時から<br>平成30年7月17日(火)　午後4時まで | 電子入札システムによる<br>併せて入札担当課による閲覧 |
| 申請書の提出 | 平成30年6月25日(月)　午前9時から<br>平成30年7月4日(水)　午後4時まで | 電子入札システムによる<br>**※紙入札の場合:別記様式1を入札担当課まで持参** |
| 入札参加通知書の通知 | 平成30年7月6日(金)　まで | 電子入札システムによる |
| 入札書等の提出受付 | 平成30年7月16日(月)　午前9時から<br>平成30年7月17日(火)　午後4時まで | 電子入札システムによる |
| 開札 | 平成30年7月18日(水)<br>午前10時00分から | 電子入札システムによる<br>OKBふれあい会館　第2棟4階　4-2会議室(入札室) |
| 確認資料の提出<br>(落札候補者のみ) | 平成30年7月19日(木)　午前9時から<br>平成30年7月20日(金)　午後4時まで | 入札担当課まで持参 |
| 苦情申立て | 入札参加通知書又は入札参加資格不適格通知書の通知日から起算して7日以内(県の休日を含まない) | 入札担当課まで持参<br>書面(様式は自由) |
| 苦情申立てに対する回答 | 苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内(県の休日を含まない。) | 書面により回答 |
| 入札結果の公表 | 落札決定した日 | 入札情報サービスによる<br>入札担当課による閲覧 |

**※紙入札方式の場合は、持参を認めますが、郵送又は電送によるものは受け付けません。(期日・期間は同じ)**

**注)提出書類については、「第1号様式　入札公告共通事項」に記載しています。**

**注) 入札参加申請において、添付ファイルが無いことにより電子入札システムのエラーが出る場合には「入札参加申請添付ファイル.doc」(空ファイル)を添付し入札参加申請を行ってください。**

## 5　その他事項

（1）　ME認定者については、下記のホームページから確認が出来ます。

http://ciam.xsrv.jp/newsletterbrochure/　　のニュースレター各号

（2）　ME認定者が調査・点検・工法提案等を行う場合、当該業務への専任義務は無く、他の業務との兼務や、当該業務以外の同種の点検業務について兼務が可能です。

（3）　他工事の監理技術者等（ME認定者）が、当該業務においてME認定者として点検・診断・工法提案を行うこととなった場合、今後の社会資本の更新・維持管理を支える人材の活用が急務である情勢を鑑み、他工事における監理技術者等の途中変更を認めることとします。なお、変更可能な期間は、点検・診断・工法提案の業務に従事する、1カ月程度の期間とします。

（平成26年5月27日付け建政第150号、技第174号通知による）